

承認第5号

専決処分の承認について（関市介護保険条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和4年4月15日提出

関市長 尾 関 健 治

## 専決第7号

関市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

関市長 尾 関 健 治

### 関市介護保険条例の一部を改正する条例

関市介護保険条例（平成12年関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第19条第1項中「令和元年度分から令和3年度分まで」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和2年2月1日」を「令和4年4月1日」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「限り、令和2年1月以前の月分の保険料を除く」を「限る」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。